

★金地金等の支払調書と確定申告について

平成23年度の税制改正により、平成24年1月1日以降の金地金等の取引について、その支払金額が200万円を超える場合には、その買い取った取引業者が税務署に対して支払調書を提出しなければならないことになっています。また、今年は金の相場が1g当たり5,000円を超えたこともあったため金を売却された方も多いのではないのでしょうか。

もちろん、この支払調書の制度が適用される前から、金地金等の譲渡によって一定の利益が出れば確定申告をしなければならないことは同じなのですが、より注目度が高くなっている項目の一つではあります。

そこで今回は①「金地金等の譲渡の対価の支払調書」と②「金地金等を売却した時の確定申告」についてご案内します。
(若林 茂)

◎金地金等の譲渡の対価の支払調書

対象財産	金もしくは白金の地金 又は金貨もしくは白金貨
提出対象となる金額	金地金等の譲渡の対価が200万円を超えるもの
提出義務者	買い取った取引業者が税務署に提出
記載事項	その支払を受ける者の氏名及び住所
	その支払の確定した金地金等の譲渡の対価の額及びその確定した日
	金地金等の重量及び数
	その他参考となるべき事項

【支払調書の様式】

平成 年分 金地金等の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所) 氏名			
金地金等の種類	重量	数量	支払金額 千円	支払確定年月日
[備考]				
支払者	住所(事務所) 又は所在地 氏名又は名称	(電話)		
監理機関	①	②		

368

◎金地金等を売却した時の確定申告

一般の人がその保有していた金地金等を売却した場合には、原則として譲渡所得として課税されます。そしてこの譲渡所得は、給与所得・不動産所得などのほかの所得と合算して総合課税されます。

この総合課税の譲渡所得は、取得したときから売ったときまでの所有期間によって長期と短期の2つに分かれ、以下の表のように計算されます。

所有期間が5年以内の場合（短期譲渡）

$$\cdot \text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 50 \text{万円}$$

所有期間が5年超の場合（長期譲渡）

$$\cdot (\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

総合課税の譲渡所得の特別控除の額は50万円であり、その年の長期・短期の譲渡益の合計額に対するものです。そのため、その年の金地金以外（ゴルフ会員権・貴金属等）の総合課税の譲渡益がある場合には、それも含めて計算するため注意が必要です。

また、その年に短期と長期の譲渡益の両方があるときは、先に短期の譲渡益から50万円を控除します。なお、短期・長期の譲渡益が50万円以下のときは、その譲渡益の金額までしか控除できません。